

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取大学学則(平成16年鳥取大学規則第55号)第12条第3項の規定に基づき、鳥取大学教育支援・国際交流推進機構(以下「機構」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 機構は、鳥取大学(以下「本学」という。)における教育関係支援組織の連携により、機能的な組織を形成し、教学マネジメント及び教育の内部質保証の実施並びに運営、大学教育及び学生支援等の充実並びに国際交流の推進を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 機構は、次に掲げる業務を行う。

- 一 教学マネジメント及び教育の内部質保証の実施並びに運営に関する事。
- 二 学生受入れの企画及び実施に関する事。
- 三 学士課程、大学院課程教育の改善及び充実に関する事。
- 四 数理・データサイエンス及びAI教育に関する企画並びに開発に関する事。
- 五 学生生活の支援に関する事。
- 六 大学教育と附属学校教育の連携に関する事。
- 七 教職教育等の企画及び充実に関する事。
- 八 キャリア支援の企画及び実施に関する事。
- 九 国際交流の企画及び実施に関する事。
- 十 次条各号に掲げるセンターの管理運営に関する事。
- 十一 その他前条の目的を達成するために必要な事。

(構成)

第4条 機構は、次の教育研究施設(以下「センター」という。)をもって構成する。

- 一 高等教育開発センター
- 二 入学センター
- 三 教養教育センター
- 四 データサイエンス教育センター
- 五 学生支援センター
- 六 教員養成センター
- 七 キャリアセンター
- 八 国際交流センター

2 センターに関し必要な事項は、別に定める。

(職員)

第5条 機構に、次の職員を置く。

- 一 機構長
- 二 副機構長
- 三 前条各号に掲げるセンターの長(以下「センター長」という。)
- 四 専任教員
- 五 兼務教員
- 六 その他職員

(機構長)

第6条 機構長は、理事(教育担当)をもって充てる。

2 機構長は、機構の業務を総括する。

(副機構長)

第7条 副機構長は、本学の専任教授のうちから、機構長の推薦に基づき、学長が命ずる。

2 副機構長は、機構長を補佐する。

3 副機構長の任期は、2年とし、再任されることができる。ただし、当該副機構長を推薦した機構長の任期の範囲内とする。

(センター長)

第8条 センター長は、本学の専任教授のうちから、機構長の推薦に基づき、鳥取大学教育支援・国際交流推進機構運営委員会(以下「運営委員会」という。)の議を経て、学長が命ずる。

2 センター長は、当該センターの業務を掌理するとともに、機構長の職務を補佐する。

3 センター長の任期は、2年とし、再任されることができる。ただし、当該センター長を推薦した機構長の任期の範囲内とする。

(専任教員)

第9条 専任教員は、機構の業務を処理するとともに、センター長を補佐する。

2 専任教員の選考は、鳥取大学教員選考基準(昭和31年鳥取大学規則第7号)及び鳥取大学教員選考に関する基本方針(平成14年4月4日評議会承認)によるほか、運営委員会の議を経て、学長が行う。

(兼務教員)

第10条 兼務教員は、機構の業務を処理する。

2 兼務教員は、本学の専任教員のうちから、機構長の推薦に基づき、学長が命ずる。

3 兼務教員の任期は、2年とし、再任されることができる。ただし、当該兼務教員を推薦した機構長の任期の範囲内とする。

(運営委員会)

第11条 機構に、運営委員会を置く。

第12条 運営委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 機構(センターを含む。)の管理運営及び業務に関すること。
- 二 センター長の推薦に関すること。
- 三 専任教員の定員管理及び推薦に関すること。
- 四 センターの部門の設置及び廃止に関すること。
- 五 センターにおける現職教員研究生の受入れ及び在籍に関すること。
- 六 鳥取大学修学支援事業基金に関すること。
- 七 その他機構長が必要と認める事項

第13条 運営委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 機構長
- 二 副機構長
- 三 各学部の学部長又は副学部長(教務担当)
- 四 各センター長
- 五 保健管理センター所長
- 六 機構に所属する教員3人
- 七 学生部長
- 八 その他委員長が必要と認めた者

2 [前項第6号](#)及び[第8号](#)の委員の任期は、その都度定める。

第14条 運営委員会に委員長を置き、機構長をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定した者がその職務を代理する。

第15条 運営委員会は、委員の過半数の出席をもって開くものとする。

2 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可決同数のときは、議長の決するところによる。

3 [前2項](#)の規定にかかわらず、機構の人事に関する事項を審議する場合には、委員の3分の2以上の出席及び出席した委員の3分の2以上の同意をもって決する。

(意見の聴取)

第16条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(共通教育推進委員会)

第17条 機構に、全学共通教育の円滑な実施を図るため、鳥取大学共通教育推進委員会(以下「推進委員会」という。)を置く。

2 推進委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(保健管理センターの機構への参画)

第18条 保健管理センターは、機構に関連する業務について本機構に参画し、大学教育及び学生支援等の充実に協力するものとする。

(事務)

第19条 機構の事務は、学生部において処理する。

(雑則)

第20条 この規則に定めるもののほか、機構の運営に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、機構長が定める。

附 則

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 令和4年4月1日以後当分の間、入学センター長については、[第8条第1項](#)の規定にかかわらず、学長が指名する特任教員をもって充てるものとし、その任期は、[同条第3項](#)の規定にかかわらず、当該特任教員の雇用期間の範囲内とする。

附 則(平成21年9月9日鳥取大学規則第80号)

この規則は、平成21年9月9日から施行する。

附 則(平成22年3月2日鳥取大学規則第19号)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
 - 一 鳥取大学生涯教育総合センター規則(平成16年鳥取大学規則第3号)
 - 二 鳥取大学入学センター規則(平成19年鳥取大学規則第76号)
 - 三 鳥取大学教育センター規則(平成20年鳥取大学規則第39号)
- 3 この規則施行後の最初の副機構長及びセンター長(教育センター長を除く。)は、この規則施行による改正後の鳥取大学教育支援機構規則(以下「新規則」という。)第7条第1項及び第8条第1項の各規定にかかわらず、本学の専任教授のうちから、学長が指名する。
- 4 この規則施行による廃止前の鳥取大学生涯教育総合センター規則、鳥取大学入学センター規則及び鳥取大学教育センター規則の各規定により選考された専任教員は、それぞれ新規則第9条第2項の規定により選考されたものとみなす。
- 5 この規則施行後の最初の兼務教員のうち入学センターの業務に従事させる者については、新規則第10条第2項及び第3項の規定にかかわらず、この規則施行の日の前日において現にこの規則施行による廃止前の鳥取大学入学センター規則に規定するセンター主任である者をもって充て、その任期は、平成23年3月31日までとする。
- 6 前項に定めるもののほか、この規則施行後の最初の兼務教員は、新規則第10条第2項の規定にかかわらず、学長が直接選考する。
 - 附 則(平成23年3月29日鳥取大学規則第29号)
この規則は、平成23年4月1日から施行する。
 - 附 則(平成24年3月6日鳥取大学規則第14号)
この規則は、平成24年3月6日から施行する。
 - 附 則(平成25年2月5日鳥取大学規則第3号)
この規則は、平成25年2月5日から施行する。
 - 附 則(平成26年3月13日鳥取大学規則第11号)
- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 鳥取大学学生相談に関する規程(平成13年鳥取大学規則第16号)は、廃止する。
 - 附 則(平成27年3月24日鳥取大学規則第28号)
この規則は、平成27年4月1日から施行する。
 - 附 則(平成28年9月27日鳥取大学規則第63号)
この規則は、平成28年9月27日から施行する。
 - 附 則(平成29年3月28日鳥取大学規則第29号)
- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 鳥取大学国際交流センター規則(平成16年鳥取大学規則第2号)及び鳥取大学国際交流センター日本語予備教育コース規則(平成15年鳥取大学規則第28号)は、廃止する。
- 3 この規則施行による廃止前の鳥取大学国際交流センター規則第7条第2項の規定により選考された専任教員は、第9条第2項の規定により選考されたものとみなす。
 - 附 則(平成30年3月27日鳥取大学規則第58号)
この規則は、平成30年4月1日から施行する。
 - 附 則(令和3年1月26日鳥取大学規則第6号)
- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第8条第1項の規定にかかわらず、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間において、高等教育開発センター長は、理事(教育担当)が推薦した副理事をもって充て、データサイエンス教育センター長は、理事(教育担当)が兼ねる。
 - 附 則(令和4年3月22日鳥取大学規則第39号)
この規則は、令和4年4月1日から施行する。
 - 附 則(令和5年3月28日鳥取大学規則第32号)
この規則は、令和5年4月1日から施行する。

令和3年4月1日

鳥取大学教育支援・国際交流推進機構規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取大学教育支援・国際交流推進機構規則（平成20年鳥取大学規則第38号）第4条第2項の規定に基づき、鳥取大学教育支援・国際交流推進機構データサイエンス教育センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、教育支援・国際交流推進機構（以下「機構」という。）の教育研究施設として、数理・データサイエンス及びAI教育に関して企画・開発等を行い、課題解決や新しい価値を生み出す人材育成のための教育プログラム開発等を支援することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 数理・データサイエンス及びAI教育に係る企画・実施に関すること。
- 二 数理・データサイエンス及びAI教育に係る教育プログラムの企画・開発に関すること。
- 三 その他前条の目的を達成するために必要なこと。

(センター会議)

第4条 センターに、センター会議を置く。

第5条 センター会議は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 中期目標・計画に関すること。
- 二 管理運営及び業務に関すること。
- 三 自己点検・評価に関すること。
- 四 予算及び決算に関すること。
- 五 その他センター長が必要と認める事項

第6条 センター会議は、次に掲げる者を構成員とする。

- 一 センター長
- 二 第3条各号に掲げる業務に従事する機構の専任教員及び兼務教員
- 三 その他議長が必要と認めた者

2 前項第3号の者の任期は、議長がその都度定める。

第7条 センター会議に議長を置き、センター長をもって充てる。

2 議長は、センター会議を招集する。

3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

第8条 センター会議の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第9条 議長が必要と認めたときは、構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第10条 センターに関する事務は、学生部教育支援課において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、センター会議の議を経て、センター長が定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取大学(以下「本学」という。)における内部質保証に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 内部質保証 本学が、自らの責任で行う教育、研究及び社会貢献(以下「教育研究活動等」という。)について点検・評価を行い、その結果をもとに改革・改善に努め、それによってその質を自ら保証することをいう。
- 二 自己点検・評価 本学が、自ら掲げる理念及び目標等に照らして教育研究活動等の状況について点検し、優れている点や改善すべき点などを評価し、その結果を公表するとともに、その結果を踏まえて改善向上を行っていくことをいう。
- 三 外部評価 本学が設定した評価項目に対して、本学が選定した学外の評価者によって行われる評価のことをいう。
- 四 第三者評価 外部評価に対し、本学とは独立した第三者組織によって選定された評価者・評価項目等によって行われる評価のことをいう。
- 五 ステークホルダー 本学の教育研究活動等及びその成果を、直接的、間接的に享受する人々及び組織を指し、在学生・受験生及びその家族、卒業(修了)生、卒業(修了)生の雇用者、本学と関係のある地域社会等をいう。
- 六 点検・評価等の結果 自己点検・評価、外部評価若しくは第三者評価の結果又はステークホルダーからの意見聴取の結果をいう。

(基本方針)

第3条 本学は、鳥取大学憲章、鳥取大学グランドデザインその他本学が掲げる理念及び目標等を実現するため、自律的な組織として内部質保証を推進していくものとする。

(本学構成員の責務)

第4条 本学の組織の構成員は、前条に規定する基本方針に基づき、内部質保証の重要性を深く認識するとともに、自らの活動について継続的に自己点検・評価を行い、改善・向上に努めなければならない。

(責任体制)

第5条 学長は、本学の最高責任者として、全学の内部質保証を統括する。

2 理事及び副学長は、自らの所掌する業務(鳥取大学の理事及び副学長の業務分担等に関する規程(平成17年鳥取大学規則第37号)第1条又は第2条に掲げる理事及び副学長の業務分担の区分に応じて定める各理事及び各副学長の業務内容をいう。)に関する内部質保証を実質的に統括するとともに、他の理事及び副学長と連携し、学長を補佐する。

(自己点検・評価及び外部評価の実施)

第6条 学長は、教育研究活動等の改善・向上に資するため、鳥取大学学則(平成16年鳥取大学規則55号)第3条に定めるところにより、継続的に自己点検・評価を実施し、その結果を公表するとともに、自己点検・評価の結果及びその結果に基づく改善・向上の状況を踏まえて外部評価(第三者評価が存在する場合は当該第三者評価を含む。)の実施に努めるものとする。

(ステークホルダーからの意見聴取)

第7条 本学は、教育研究活動等の改善・向上に資するため、教育研究活動等及びその改善・向上のための取組の状況について、体系的、継続的に、ステークホルダーの意見を聴取するものとする。

(教育研究活動等の改善・向上のための措置)

第8条 学長は、点検・評価等の結果について、大学改革推進会議において情報の共有を行うものとする。

2 学長は、点検・評価等の結果を踏まえ、教育研究活動等の改善・向上のための措置(学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しを含む。以下同じ。)が必要と認める場合は、役員会、教育研究評議会、経営協議会その他当該業務を所掌する委員会等の議を経て、その措置を決定するものとする。この場合において、全学的見地での検討を必要とするときは、大学改革推進会議にその措置に係る企画立案を命じるものとする。

3 学長は、前項による措置を決定した後、その進捗状況を大学改革推進会議において定期的に確認するとともに、その進捗状況に応じた必要な追加措置を講じるものとする。追加措置の決定にあたっては、前項の規定を準用する。

(内部質保証の有効性の検証)

第9条 学長は、本学の内部質保証が本学の理念、目標等に照らして適切に実施されていることについて、点検・評価等の結果を基に検証するものとする。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、内部質保証に関し必要な事項は、別に定める。

(規則の改廃)

第11条 この規則の改廃は、経営協議会又は教育研究評議会の議を経て、役員会において行う。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年6月22日鳥取大学規則第65号)

この規則は、令和3年6月22日から施行する。